

第43回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール
昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

税務トピック!

平成19年度税制改正のポイント

今年の税制改正事項について、一部確認してみましょう!

1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の適用緩和

実質的な一人会社(特殊支配同族会社)のオーナー役員への役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額が引き上げられ、その適用が緩和される事になります。

改正前: 800万円 → 改正後: 1,600万円

適用は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度からです。

2. 上場株式等に係る配当・譲渡益の軽減税率の特例

	改正前	改正後
上場株式等の配当	10%の源泉徴収 (所得税7%・住民税3%) 【平成15年4月～平成20年3月までの支払】	【平成21年3月まで1年延長】
上場株式等の譲渡益	譲渡益×10% (所得税7%・住民税3%) 【平成15年～平成19年の譲渡】	【平成20年まで1年延長】

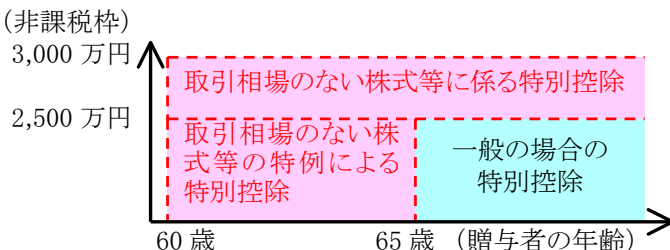
3. 取引相場のない株式等の贈与についての相続時精算課税

推定相続人^{*}の1人が、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に取引相場のない株式等の贈与を受けた場合、次の要件を満たすときに限って、60歳以上の親からの贈与について、相続時精算課税制度の適用を選択することが可能になります。

同時に、その株式等の贈与については同制度の非課税枠が3,000万円(原則は2,500万円)とされます。

	一般	取引相場のない株式等
贈与者年齢要件	65歳以上	60歳以上
非課税枠の拡大	2,500万円	3,000万円

●非課税枠のイメージ



●適用要件

- ①その会社の発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が20億円未満であること
- ②この特例の選択に係る贈与税の申告期限から4年を経過する時において以下の要件をすべて満たしていること
 - ・受贈者がその会社の発行済株式等の総額の50%超を所有し、かつ、議決権の50%超を有していること
 - ・その受贈者が、その会社の代表者としてその会社の経営に従事していることなど

^{*}推定相続人とは、相続が開始する前の段階で、被相続人が死亡した場合に、第一順位で相続人になる資格を有している者を言います。(例えば、配偶者と子、子がいない場合の親、子も親もない場合の兄弟姉妹)

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

大城眞徳税理士事務所

〒901-2132 満添市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)
TEL 098-876-8231 FAX 098-876-8304

(URL) <http://www.masism.com> ←...「税務トピック!」がメルマガになりました□

- < 税務支援 >
 - 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
- < 経営支援 >
 - 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
 - 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ ハ/リコン会計支援
 - 建設業「経審」 ○ 生命保険指導